

下介第 5 5 9 号
平成28年3月17日

介護保険関係者 各位

下関市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

マイナンバー制度に係る申請の取扱いについて

時下ますます御清祥のことと御慶び申し上げます。平素は本市介護保険事業の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年1月1日以降、マイナンバー制度開始に伴い、各種届出・申請の取扱いについて本市ホームページ上にて公開しておりますが、一部取扱いを改めましたので、別紙1、2のとおり通知いたします。

下関市福祉部介護保険課

認 定 係 TEL : 083-231-3184

給 付 係 TEL : 083-231-1139

賦課徴収係 TEL : 083-231-1138

事 業 者 係 TEL : 083-231-1371

(別紙1)

マイナンバーの項目を追加した申請書等について、4月1日以降は、マイナンバーの記載がどうしても困難でマイナンバーを記載せずに、申請書等を提出することとなった場合は、番号法に基づく代理権等の確認はいたしません。ただし、被保険者証の再交付申請と認定申請の同時申請については、被保険者証は郵送（又は交付）せずに認定申請に添付するため、委任状の添付が必要ですので御注意ください。

また、「介護保険要介護認定・要支援認定申請書」について、別に変更がございますので、併せて通知いたします。(別紙2参照)

なお、本通知は、本市ホームページにて掲載いたします。

(別紙2)

マイナンバー利用開始以降の要介護認定・要支援認定申請について（第2版）

平成28年1月より、本市ホームページ（『マイナンバー利用開始以降の要介護認定・要支援認定申請について』）でお示した申請受付を行っていましたが、一部を改めました。

なお、本通知内容は、4月1日以降の適用といたします。

1、代理人等がマイナンバーの記載がある申請書を窓口にて提出する場合の身元確認について（使者申請、郵送申請を除く）

1月以降、窓口にて即日申請を受理する際に番号法に基づく代理人等の身元確認を行っていましたが、御周知いただきたく改めてお知らせいたします。

窓口では代理人等の身元確認を確実にを行うため原本確認をいたしますので、代理人等が窓口へお越しいただきますよう、お願いいたします。

※4月1日以降は、『マイナンバー利用開始以降の要介護認定・要支援認定申請について』でお示した【同一事業所内で複数の代理人の申請書を一括して窓口にお持ちいただく】ことはできません。

2、介護保険資格者証の交付について

4月1日以降、本庁、各総合支所、各12支所にて代理権及び身元の確認ができた申請書を受理した場合、各窓口にて即日交付いたします。